

興行場の申請・届出の手引（高知市）

Ver 20251023

このようなときは		以下の手続きが必要です。	備 考
興 行 場	1 興行場の経営をする	許可申請 *法第2条第1項 【常設の場合→p 2 1-1へ】 【仮設の場合→p 3 1-2へ】	30日前をめぐに日数の余裕を持って申請してください。 *高知市標準処理期間：30日
	2 譲渡※、相続、合併、分割のいずれかにより、営業者（興行場を営む者）の地位を承継したとき	地位承継届 *法第2条の2第2項 【p 4へ】 ※ 令和5年12月13日以後の事業譲渡の場合、譲受人は営業者の地位を承継することになりました。	事後遅滞なく *法第2条の2第2項
	3 「申請書」又は「地位承継届」に記載した事項を変更したとき	変更届 *規則第4条 【p 5へ】 注 次の場合は変更届ではなく、事前に許可申請が必要です。 (1) 譲渡・相続・合併・分割のいずれにも該当せず、営業者が代わる場合 (2) 施設の移転や改築により興行場としての同一性を失う場合	変更から10日以内 *規則第4条
	4 営業の全部若しくは一部を停止又は廃止したとき	（停止・廃止）届 *規則第5条 【p 6へ】	（停止・廃止）から10日以内 *規則第5条
	5 停止中の営業を開始しようとするとき	再開届 *規則第6条 【p 6へ】	あらかじめ（再開前） *規則第6条
	6 営業管理者を設置又は変更したとき	管理者（設置・変更）届 *規則第7条第2項 【p 6へ】	遅滞なく *規則第7条第2項

法：興行場法

条例：高知市興行場における構造設備等及び衛生措置の基準に関する条例

規則：高知市興行場法施行細則

1-1 常設の興行場の経営をする

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	興行場営業を開始する30日前 *高知市標準処理期間	
留意事項	1 常設の興行場とは、常時又は定期若しくは不定期に興行を行う施設です。 *審査基準 2 営業者は、自ら直接興行場を管理できないときは、当該興行場に営業管理者を設置し、「興行場営業管理者（設置・変更）届（第10号様式）」にて遅滞なく届け出る必要があります。詳細は、「6 営業管理者を設置又は変更したとき」をご覧ください。 *規則第7条第1項、第2項	
手数料	高知市収入証紙 13,760円（常設の場合） *高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係)(27)	
提出書類	興行場営業（常設）許可申請書（第1号様式）	常設と仮設で申請様式が異なります。
添付書類	(1)	敷地内の建物の配置図
	(2)	観覧席、喫煙所、便所、通路等を明らかにした各階の平面図
	(3)	正面図、側面図及び天井伏図
	(4)	観覧席の断面図
	(5)	構造及び設備の仕様書
	(6)	法人の場合は、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
	(7)	興行場の周囲200メートル以内の主要な地物を表示した見取図
	(8)	土地又は建物が申請者の所有でないときは、その所有者の使用承諾書
	(9)	建築基準法の適用される建物にあっては、同法第7条第5項の規定による建築物の検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定による仮使用認定通知書の写し
	(10)	消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（興行場等防火安全性に関する通知書）
その他		保健所長は、必要があると認めるときは、申請書のほかに、書類又は図面の提出を求めることがあります。

1-2 仮設の興行場の経営をする

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	興行場営業を開始する30日前 *高知市標準処理期間	
留意事項	1 仮設の興行場とは、①季節的若しくは一時的に仮設して短期間に限り興行を行う施設 又は ②他の施設を一時的に使用して短期間に限り興行を行う施設です。 *審査基準 具体的には、①一時的にテント等を仮設して興行を行い、興行終了後は速やかに解体して移動するサーカスや、②ショッピングモール内に夏休みの間のみ開設されるお化け屋敷などが該当します。 「仮設して」とは、興行の終了後には速やかに解体されることであり、「短期間」とは原則として3か月以内とし、最長4か月以内です。 *審査基準 仮設の興行場の場合は、この期間を超えて興行場を経営することはできません。 2 営業者は、自ら直接興行場を管理できないときは、当該興行場に営業管理者を設置し、「興行場営業管理者（設置・変更）届（第10号様式）」にて遅滞なく届け出る必要があります。詳細は、「6 営業管理者を設置又は変更したとき」をご覧ください。 *規則第7条第1項、第2項	
手数料	高知市収入証紙 6,860円（仮設の場合） *高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係) (27)	
提出書類	興行場営業（仮設）許可申請書（第2号様式）	常設と仮設で申請様式が異なります。
添付書類	(1)	観覧席、便所、通路等を明らかにした平面図
	(2)	工作物を新たに設け、又は他の施設を一時利用するものにあつては、その構造及び設備の仕様の概要

2 譲渡、相続、合併、分割のいずれかにより、営業者（興行場を営む者）の地位を承継したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	事後遅滞なく届け出てください。 ＊法第2条の2第2項
留意事項	令和5年12月13日以後の事業譲渡の場合、譲受人は営業者の地位を承継することになりました。詳細はご相談ください。
手数料	なし
提出書類	(1) 譲渡による場合 → 譲渡による営業者の地位承継届 （第3号様式） (2) 相続による場合 → 相続による営業者の地位承継届 （第4号様式） (3) 合併による場合 → 合併による営業者の地位承継届 （第5号様式） (4) 分割による場合 → 分割による営業者の地位承継届 （第6号様式）
添付書類	(1) 譲渡による場合 → (ア) 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等の写し） (イ) 法人が営業者の地位を承継した場合は、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書 (2) 相続による場合 → (ア) 戸籍謄本 又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し (イ) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 (3) 合併による場合 → 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書 (4) 分割による場合 → 分割により営業を承継した法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書

3 申請書に記載した事項を変更したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	変更から10日以内 *規則第4条	
留意事項	1 次の場合は変更届ではなく、事前に許可申請が必要です。 (1) 譲渡・相続・合併・分割のいずれにも該当せず、営業者が代わる場合 (2) 施設の移転や改築により興行場としての同一性を失う場合 2 常設の興行場の場合、以下に示す「申請書に記載した事項」又は「地位承継届に記載した事項」を変更した場合は、変更届の提出が必要です。 *規則第4条 1 営業者（営業者の地位を承継した者を含む）の氏名及び住所 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の職・氏名） 2 興行場の名称 3 興行の種別 4 興行場の構造及び設備 (1) 敷地内の建物の配置図 (2) 観覧席、喫煙所、便所、通路等を明らかにした各階の平面図 (3) 正面図、側面図及び天井伏図 (4) 観覧席の断面図 (5) 構造及び設備の仕様書 5 入場者の定員 6 着工及び完成の期日並びに営業開始の予定日 3 仮設の興行場の場合、以下に示す「申請書に記載した事項」又は「地位承継届に記載した事項」を変更した場合は、変更届の提出が必要です。 *規則第4条 1 営業者（営業者の地位を承継した者を含む）の氏名及び住所 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の職・氏名） 2 興行場の名称 3 興行期間 4 興行の種別 5 入場者の定員 6 構造及び設備 (1) 観覧席、便所、通路等を明らかにした平面図 (2) 工作物を新たに設け、又は他の施設を一時利用するものにあつては、その構造及び設備の仕様の概要	
手数料	なし	
提出書類	興行場営業許可申請事項変更届（第7号様式）	
添付書類	(1)	構造及び設備を変更した場合 → 図面及び仕様書
	(2)	法人の名称、事務所の所在地 又は代表者を変更した場合 → 定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書 注：登記事項証明書の場合は、変更の前後が確認できる「履歴事項全部証明書」をご用意ください。場合によっては「閉鎖事項証明書」が必要になります。

4 営業の全部若しくは一部を停止又は廃止したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	（停止・廃止）から10日以内 *規則第5条
留意事項	
手数料	なし
提出書類	興行場営業（停止・廃止）届（第8号様式）
添付書類	廃止した場合は、許可書を添付してください。

5 停止中の営業を開始しようとするとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	あらかじめ（再開前に）提出してください。 *規則第6条
留意事項	
手数料	なし
提出書類	興行場営業再開届（第9号様式）
添付書類	なし

6 営業管理者を設置又は変更したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	設置又は変更後、遅滞なく届け出てください。 *規則第7条第2項
留意事項	営業者は、自ら直接興行場を管理できないときは、当該興行場に、営業管理者を置かなければなりません。 *規則第7条第2項
手数料	なし
提出書類	興行場営業管理者（設置・変更）届（第10号様式）
添付書類	なし